

令和 8 年 8 月 1 8 日
環境生活部 大気保全課
電話 043-223-3855
環境生活部 水質保全課
電話 043-223-3818

令和 7 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき県、市及び国が実施した令和 7 年度ダイオキシン類の常時監視結果がまとまりましたのでお知らせします。

- 1 大気 52 地点で測定を行い、全地点で環境基準を達成しました。
- 2 水質
 - (1) 公共用水域 68 地点で測定を行い、3 地点で環境基準が未達成でした。
 - (2) 地下水 20 地点で測定を行い、全地点で環境基準を達成しました。
 - (3) 水底の底質 36 地点で測定を行い、全地点で環境基準を達成しました。
- 3 土壌 35 地点で測定を行い、全地点で環境基準を達成しました。

1 大気

○ 測定内容

- ア 測定地点 県内 52 地点（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
- イ 測定回数 1 地点あたり年 4 回（四季）又は年 2 回（夏冬）
（各回 7 日連続で試料を採取）
- ウ 実施機関 県及び 17 市（千葉市、船橋市、柏市、松戸市、市川市、浦安市、八千代市、習志野市、四街道市、佐倉市、市原市、袖ケ浦市、木更津市、白井市、成田市、旭市、匝瑳市）
- エ 測定方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（環境省）により実施

○ 測定結果

52 地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/m³

測定地点数	年間平均値最小	年間平均値最大	全地点平均値	環 境 基 準
52	0.0030	0.052	0.021	0.6 以下

平成 18 年度以降、全地点で環境基準を達成しています。

2 水質

(1) 公共用水域

○ 測定内容

- ア 測定地点 県内 68 地点（40 河川：49 地点、4 湖沼：8 地点、7 海域：11 地点）
（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
- イ 測定回数 1 地点あたり年 1 回又は年 2 回
- ウ 実施機関 県、11 市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、旭市、市原市、袖ケ浦市）及び国

エ 測定方法 「工業用水・工業排水中のダイオキシン類の測定方法」（日本産業規格 K 0312）により実施

○ 測定結果

68 地点について測定した結果、清水川（清水橋）、村田川（新村田橋）、手賀沼（下手賀沼中央）の 3 地点で環境基準が未達成でした。（前年度は手賀沼（下手賀沼中央）の 1 地点で未達成）。なお、その要因については、清水川及び手賀沼は過去に使用された農薬の影響、村田川は何らかの物質の燃焼により生じたものの影響と考えられます。

単位：pg-TEQ/L

測定地点数	年間平均値最小	年間平均値最大	全地点平均値	環 境 基 準
68	0.023	2.0	0.32	1 以下

※環境基準未達成地点の測定結果

単位：pg-TEQ/L

水域名	地点名（市町村名）	年平均値	環 境 基 準
清水川	清水橋（香取市）	1.2	1 以下
村田川	新村田橋（市原市）	1.6	
手賀沼	下手賀沼中央（柏市）	2.0	

（２）地下水

○ 測定内容

- ア 測定地点 県内 20 地点（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
イ 測定回数 1 地点あたり年 1 回
ウ 実施機関 県及び 5 市（千葉市、船橋市、柏市、松戸市、成田市）
エ 測定方法 「工業用水・工業排水中のダイオキシン類の測定方法」（日本産業規格 K 0312）により実施

○ 測定結果

20 地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/L

測定地点数	最 小	最 大	全地点平均値	環 境 基 準
20	0.0075	0.093	0.042	1 以下

測定を開始した平成 12 年度以降、全地点で環境基準を達成しています。

（３）水底の底質

○ 測定内容

- ア 測定地点 36 地点（27 河川：29 地点、3 湖沼：3 地点、4 海域：4 地点）
（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
イ 測定回数 1 地点あたり年 1 回
ウ 実施機関 県、9 市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、成田市、佐倉市、市原市、袖ヶ浦市）及び国
エ 測定方法 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（環境省）により実施

○ 測定結果

36 地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/ g

測定地点数	最 小	最 大	全地点平均値	環 境 基 準
36	0.053	54	6.7	150 以下

平成 23 年度以降、全地点で環境基準を達成しています。

3 土 壌

○ 測定内容

- ア 測定地点 県内 35 地点（地点の詳細は県ホームページを御覧ください。）
イ 測定回数 1 地点あたり年 1 回
ウ 実施機関 県及び 9 市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、成田市、旭市、習志野市、八千代市、匝瑳市）
エ 測定方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省）により実施

○ 測定結果

35 地点について測定した結果、いずれの地点も環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/ g

測定地点数	最 小	最 大	全地点平均値	環 境 基 準
35	0.015	18	2.3	1,000 以下

測定を開始した平成 12 年度以降、全地点で環境基準を達成しています。

4 ホームページ掲載情報

測定結果の詳細、地点別の測定結果、測定地点図及び用語解説等は、県ホームページを御覧ください。

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 化学物質関連 > ダイオキシン類対策 > 令和 7 年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2026/2025dioxin.html>

（内容についての照会先）

- 大気〔1〕……………大気保全課 電話 043-223-3855
○ 水質・土壌〔2・3〕……………水質保全課 電話 043-223-3818